

令和元年度試験案内 十和田市職員採用試験

社会人枠 一般行政

建 築 (一級又は二級建築士)

令和2年4月1日付採用

受付期間	7月22日(月)～8月20日(火)
------	-------------------

第1次試験	
試験日	令和元年9月22日(日)
試験会場	県立十和田工業高等学校 (十和田市大字三本木字下平215-1)

問い合わせ・受験申込先

十和田市総務部総務課人事研修係
【市役所本館3階】
TEL 0176-51-6705(直通)

郵送申込みの宛先
〒034-8615 十和田市総務課

1 募集職種、採用予定人員及び職務内容

職種	採用予定人員	職務内容
建築	若干名	建築等部署において、一般行政事務及び公共施設の設計、監理等に関する業務に従事します。ただし、建築等部署以外にも異動し、一般行政事務のみに従事することもあります。

(注1) 採用予定人員については、変更になる場合があります。

2 受験資格

次に掲げる区分ごとの受験資格のすべてを満たす者で、活字印刷文による出題に対応できる者が受験できます。

- ① 一級又は二級建築士の免許を現に有する者
- ② 昭和49年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者
- ③ 民間企業等（自営業並びに国又は地方公共団体等を含む。）で、一級又は二級建築士の免許に基づき、設計、監理等の職務経験が5年以上かつ平成29年7月1日以降にある者

(注1) 職務経験は、一月未満の場合は、一月として計算します。ただし、休業等の業務に従事しない期間を含みません。

3 受験の制限

次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 地方公務員法第16条に規定する次の欠格条項に該当する者
 - ア 成年被後見人又は被保佐人
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 十和田市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験日、試験会場及び合格発表

試験	試験日	試験会場	合格発表	
第1次試験	9月22日(日)	県立十和田工業高等学校	10月中旬 (予定)	十和田市ホームページに合格者の受験番号を掲載するほか、受験者全員に合否を文書で通知します。
第2次試験	11月上旬(予定)	十和田市役所(予定)	12月上旬 (予定)	

5 試験の方法及び内容

試験	方法	試験内容	
第1次試験	教養試験	大学卒業程度の公務員として必要な知識及び知能についての5肢択一式による筆記試験[40題、2時間] 時事、社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断・数的推理及び資料解釈に関する能力	解答はマークシート方式による。
	事務適性検査	事務職員としての適性を正確さ、迅速さ等の作業能力の面からみる検査[100題、10分]	
	職場適応性検査	公務員としての職業生活への適応性について、職務への対応や対人関係面での性格特性をみる検査[150題、20分]	
	適性検査	公務員としての適性について、処理能力の程度及び性格・行動面の特徴をみる検査[50分]	
第2次試験	作文試験	職務の遂行に必要な識見、判断力、思考力等についての課題作文試験を行います。[800字、50分]	
	面接試験	主として人物について、面接により試験を行います。	
	身体検査	健康診断書により確認します。	
身上調査		提出書類の記載事項の真偽等について調査します。	

6 受験の手続き

(1) 提出書類

- ア 十和田市職員採用試験受験申込書
- イ 一級又は二級建築士免許の写し
- ウ 十和田市職員採用試験受験申込チェックシート（社会人枠用）

(2) 申込方法及び受験票の交付

	申込方法	受験票の交付
直接持参する場合	十和田市総務部総務課（市役所本館3階）に直接持参してください。 ※長形3号封筒に82円分切手を貼付し、受験者の氏名等を記載した返信用封筒を持参すること。 ※別紙「郵送による申込方法」を必ず参照すること。	内容確認後順次発送します。（8月31日までに届かない場合は、総務課までご連絡ください。）
郵送の場合	角形2号封筒の表に、①申込の宛先、②受験者の氏名等、③「試験申込」（朱書）を記載し、(1)提出書類及び長形3号封筒に82円分切手を貼付し、受験者の氏名等を記載した返信用封筒を同封し、簡易書留郵便で郵送してください。 ◎申込宛先（住所記載不要） 〒034-8615 十和田市総務課 ※別紙「郵便による申込方法」を必ず参照すること。	

（注1）身体に障害のある方で、車いすの使用などの要望がある場合は、申込時に申し出てください。

7 受付期間等

- (1) 受付期間は、7月22日（月）から8月20日（火）までです。
- (2) 直接持参による場合は、午前8時30分から午後5時15分まで受け付けます。（土日祝日を除く。）
- (3) 郵送による場合は、8月20日（火）までの消印のあるもので、提出書類がすべて整っているもの限り受け付けます。

8 合格から採用まで

(1) 第1次試験合格者の提出書類について

第1次試験合格者には、第2次試験受験にあたり、追加で提出を求める書類があります。

下記提出書類のうち、学校等から取り寄せる必要があるものについて、申請手続きを十分に確認しておくようにしてください。保存年限により発行できないときは、省略する場合があります。

詳しくは第1次試験合格者へお知らせします。

ア 卒業証書の写し又は卒業証明書

イ 成績証明書（修学年数1年以下の専門学校卒業又は卒業見込みの者、大学中退の者等は、当該専門学校等の成績証明書と併せ、卒業した高等学校の成績証明書）

ウ 健康診断書（第1次試験合格者に様式を送付します。健康診断に係る費用は本人の負担とします。）

(2) 採用候補者名簿

第2次試験合格者は、試験結果順に採用候補者名簿に登載され、名簿上位者から順に採用が決定されます。

採用候補者の辞退等に備え、採用予定者数より合格者が多く決定（補欠合格）されることがあり、**第2次試験合格者全員が採用になるとは限りません**。採用候補者名簿の有効期間内に採用通知がなければ令和2年4月1日の採用となりません。

※ 採用までに公務員としてふさわしくない行為等があった場合、又は受験申込書の記載事項に虚偽があった場合には採用となりません。

9 試験結果の開示

この試験を受験し不合格となった場合には、希望する受験者本人に限り試験結果を開示します。

開示を希望する場合には、受験者が本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を持参のうえ、午前8時30分から午後5時15分までの間（土日祝日を除く）に総務部総務課に直接おいでください。なお、電話等による開示はできません。

開示請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験 不合格者	総合順位及び得点	各合格発表の日から 1か月間	総務部総務課 (本館3階)
第2次試験 不合格者	総合順位		

10 給与

(1) 採用時は、「技師」として採用予定ですが、一定の基準を満たす場合は、他の職位で採用する場合があります。

(2) 初任給は、大学卒業後民間企業に10年間勤務していた場合、月額222,400円程度です。

なお、民間企業等における業務経験等に応じて一定の基準で加算される場合があります。このほか、通勤手当、住居手当等の諸手当がそれぞれの条件に応じて支給されます。ただし、制度の改正により金額等が変わることがあります。

11 新採用職員の十和田市消防団入団研修について

新採用職員が実際に消防団員として活動することにより、地域の防災・防犯に寄与している消防団の活動を深く理解するとともに、市民の生命・財産を守るという使命を果たす中で、防災意識を高めていくことを目的として、採用後に十和田市消防団への入団研修を2年間行います。

郵送による申込方法

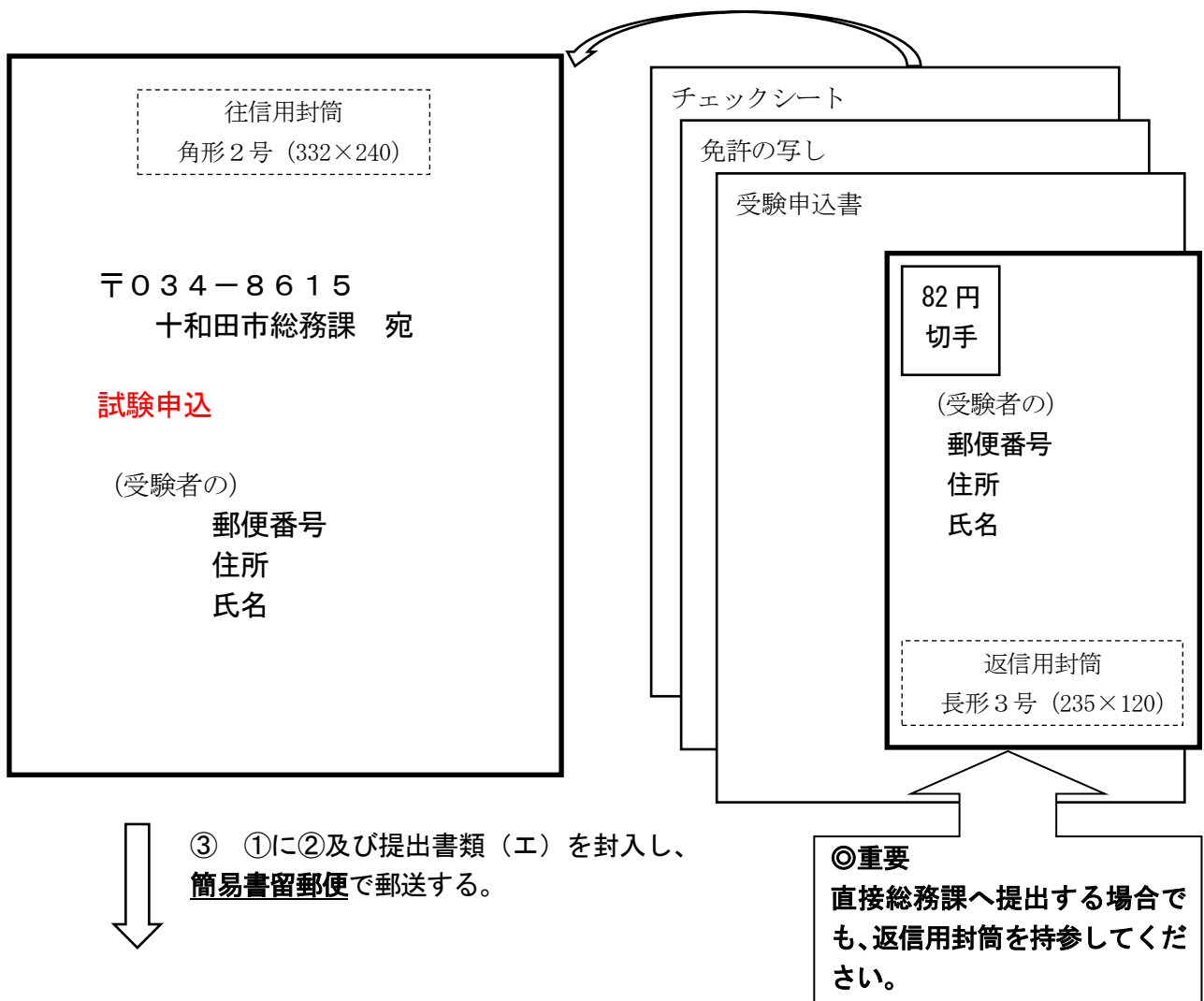
1 準備するもの

- (ア) 往信用封筒（角形2号：縦332mm×横240mm）
- (イ) 返信用封筒（長形3号：縦235mm×横120mm）
- (ウ) 切手（82円分）
- (エ) 試験案内に記載されている提出書類
（受験申込書、一級又は二級建築士免許の写し、十和田市職員採用試験受験申込チェックシート）

2 手順

①往信用封筒（ア）に申込宛先、受験者の郵便番号、住所、氏名、「**試験申込**」（朱書）を記載する。

②返信用封筒（イ）に受験者の郵便番号、住所、氏名を記載し、82円分の切手（ウ）をのり付けする。



※住所について

受験票を確実に受け取ることのできる住所（現住所又は帰省先等）を記載すること。